

益城町告示第 1 5 4 号

益城町復興計画策定委員会設置要項を次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 8 日

益 城 町 長 西 村 博 則

益城町復興計画策定委員会設置要項

(設置)

第 1 条 熊本地震の震災からの復興に向け益城町復興計画（以下「復興計画という。」を策定するため、益城町復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 復興計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 復興計画案の作成及び調整に関すること。
- (3) その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 2 5 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 県議会議員
- (3) 町議会議員
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 公共的団体等の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、復興計画を策定するまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名したものの者とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、必要な意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門事項の調査研究及び復興計画の素案の作成のため、専門部会を置くことができる。

(オブザーバー)

第8条 委員会及び専門部会に、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、必要に応じて会議及び専門部会に出席し、意見を述べることができる。

(報告)

第9条 委員長は、復興計画案を作成したときは、町長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて策定の中間においても、その経過を報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、復興課において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。